

新商品のご紹介

認定こども園連盟

# 不適切保育対応サービス

ご契約いただいた園で「不適切保育」事案が発生した場合、その事案に対応するサービスを提供いたします。



不適切保育事案発生時に必要となる対応



## 24 電話相談(24時間365日)

不適切保育かなと思ったときには、いつでもご相談いただけます。事故発生時は初期対応がすべてです。自分たちだけで悩んだり、考えたりして時間を使うよりは、過去の事例にもとづいて判断した方が適切に対応できます。



## 保護者説明会(記者会見)

重度の不適切保育等(虐待等や虐待等と疑われる事案)が発生した場合には保護者説明会や記者会見を開催する必要があります。

準備不足のままこれらに対応すると園の信用を著しく損なうことになりかねません。



## 事後対応協議

事案がいったん落ち着いたあとは、再発防止策の立案やマニュアルの見直し、職員向けの研修などを実施する必要があります。

同じような事案が続けて発生するほど園の信用を傷つけるものではありません。

園で不適切保育発生時に

**50万円**分の  
対応サービスが受けられます。



## 園内調査

不適切保育の可能性を外部などから指摘されたときには、内部調査から始まります。

園内で職員に対する聞き取り調査を進めた方が良いのか、行政に依頼した方が良いのかの判断も含めて対応いたします。



## メンタルケア

園で発生した不適切保育が虐待等と判断された場合には、園児や保護者、職員に対してのメンタルケアが求められます。

症状の程度によって、精神科医師や臨床心理士などを現地に派遣いたします。

## 加入費用

園児1人あたり **500円** × 定員数

※認定こども園連盟会員以外の方は

園児1人あたり **700円**

## <注意事項>

- ・当サービスの内容に関する約款は裏面をご参照ください。
- ・株式会社アイギスの危機対応サービスとの違いなどは、直接お問い合わせください。

## 不適切保育対応サービス約款

### 【1】対応会社

重大事案発生時のサービスの提供は株式会社アイギスが行います。一部対応業務を外部の専門家に委託して行う場合もございます。

### 【2】契約期間

申し込みの翌月1日から1年間が契約期間になります。サービス自体は申し込みいただいた日から相談サービスは、ご利用いただけますが、サービス費用のご入金を確認できていない場合の現場対応サービスはご利用いただけませんので、ご了承ください。

サービス費用入金前にニュースリリース等が行われた場合は、次項免責事項に該当しますので、ご注意ください。

### 【3】免責

契約の段階で、不適切保育に関するニュースがリリースされていたり、行政による立ち入り調査等が決まっていた場合は、当サービスはご利用いただけません。

### 【4】対応開始のタイミング

#### ① 24時間ダイヤルの開始

加入時より「不適切保育」に関する相談は、いつでもご相談いただけます。ただし、「不適切保育」に関係しない相談にはお答えしかねますので、ご了承ください。

#### ② 不適切保育対応サービスの開始

加入園で発生した「不適切保育」について、以下のどれかのケースに該当する場合にサービスが使用できるようになります。

- ・行政による特別監査（立ち入り調査）が行われることが決定した場合
- ・新聞、テレビ、インターネット等でニュースとして扱われた場合
- ・保護者会の開催が必要になった場合

### 【5】不適切保育対応サービスの価格

#### ① 最高額

契約期間内（1年間）に1事案に限り50万円を上限とした不適切保育対応サービスを提供いたします。（サービス提供時の旅費、宿泊費などにも限度内であれば、ご利用いただけます）

#### ② 単価

- ・現場急行費用：1時間あたり27,500円  
（聞き取り調査、対応方針の決定のための会議出席、マニュアルの見直しなど）
- ・保護者会対応費用：1保護者会あたり220,000円（記者会見費用も同じ）
- ・再発防止職員向け研修：90分あたり165,000円

お申込みはコチラ

・貴園名(園の名前がわかるスタンプ等で構いません)

・連絡先電話番号

( )

・ご担当者名

( )

・園児定員数

( ) 名

・どちらかを○で囲んでください

① 認定こども園連盟 会員

非会員

② サービスを 申し込む

説明を受けたい

FAXでお申込みください03-6222-9501まで